

令和3年度 新潟県介護支援専門員協会主催 介護支援専門員法定研修 実施予定表 (R3.6.18在)

この表は、あくまでも予定です。随時更新しますので、ホームページで再度ご確認ください。研修実施要綱は、研修申込期間の初日にホームページに掲載します。

※ 施設定員の関係もあり、当協会の指定したコース・日程で受講することとなりますのでご承知願います。

研修名		対象者概要 (詳細については、実施要綱で確認ください。)	開催日(予定) 変更になる場合あり	研修申込期間 (予定)	受講料金 (円)
主任介護支援専門員更新研修		現在所持している主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了証有効期間を更新する必要がある者のうち、有効期間満了日前5年間の間に次の①から⑤までのいずれかの要件に該当する主任介護支援専門員。ただし有効期間が令和4年12月31日までの者を対象とする。 ① 介護支援専門員に係る研修の講師やファシリテーターの経験がある者 ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に毎年度4回以上参加した者 ③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、新潟県が適当と認める者	令和3年 集合 4/20 5/18.19 6/9.10 新潟 4/28 5/12.13 長岡 4/26.27 5/27 全8日間	令和3年 1月19日(火) ～ 2月15日(月)	40,000
専門研修 課程 I	専門研修	介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6カ月以上の者	令和3年 集合 7/6.7 新潟 7/12.13.14 8/5.17.18 長岡 7/28.29.30 8/19.23.24 8日間・2コース	令和3年 4月13日(火) ～ 5月11日(火)	44,000
	更新研修	介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者で、引き続き実務に従事又は今後実務に従事する予定、若しくは認定調査業務を行う予定があり、専門員証の有効期間を更新する必要がある者のうち、研修終了日時点で有効期間がおおむね1年以内(令和4(平成34)年8月31日まで)に満了する者			
主任介護支援専門員研修		介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、研修の全日程を受講できる者で、以下の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、介護支援専門員専門研修課程 I 及び II を修了した者 (2) 以下①から④のいずれかに該当する者 ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者 ② ケアマネジメントリーダー養成研修(H14～17年度実施)修了者又は認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者 ③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 ④ 介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上あり、所定の研修で講師を勤めた経験がある者 (3) 研修修了後は、介護保険関係団体からの要請により介護支援専門員に関する研修等に協力できる者	令和3年 新潟 9/9.10.17.21.22.28.29 10/18.19.20.26 11日間・1コース	令和3年 6月3日(木) ～ 6月30日(水)	48,000
専門研修 課程 II	※令和3年度専門研修課程 II 研修は講義のみeラーニングで実施します。詳細は、7月7日(水)協会HP掲載 実施要綱をご覧ください。		令和3年 長岡① 10/4.5.21 11/1.8 長岡② 11/15.29.30 12/8.9 新潟① 10/22.27.28 11/4.9 新潟② 11/24 12/7.14.21.22 新潟③ 12/6.15.16.23.24 5日間・5コース	令和3年 7月7日(水) ～ 8月2日(月)	27,000
	専門研修	介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程 I を修了している就業後3年以上の者			
更新研修	専門研修課程 I を修了した介護支援専門員であって、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者で、引き続き実務に従事又は今後実務に従事する予定、若しくは認定調査業務を行う予定があり、専門員証の有効期間を更新する必要がある者のうち、研修終了日時点で有効期間がおおむね1年以内(令和4(平成34)年12月31日まで)に満了する者				
再研修	下記のいずれかに該当する者 ・ 介護支援専門員証の有効期間が過ぎている(=失効している)が、今後、介護支援専門員として従事する又は認定調査業務を行う予定があり、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。	令和4年 新潟① 1/6.7又は12.13 1/25.26 2/14.15.16.28 新潟② 1/20.27.28 2/7.8.9.24.25 8日間・2コース	令和3年 11月2日(火) ～ 11月24日(水)	42,000	
更新研修 (実務未経験者)	介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者で、今後、介護支援専門員として従事する予定又は認定調査業務を行う予定があり、本研修終了時点で介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内(令和5(平成35)年3月31日まで)に満了する者				
実務研修		(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の合格者 (2) 登録消除者で消除日から5年経過した者	令和4年 集合 1/6.7 新潟 1/12.13.17.18.19 3/8.9.10.23.24.25 長岡 1/20.21.24.31 2/1 3/1.2.3.16.17.18 1～3月に開催予定 13日間・2コース ※上記に加え3日程度の 見学実習あり	(1) 合格者に 別途案内 (2) 令和3年 11月下旬	59,000

※令和4年度主任介護支援専門員更新研修の申込期間は、令和4年1月中旬～2月中旬の予定です。